

1. 課題文の構成(基礎知識)

設計課題 「図書館」

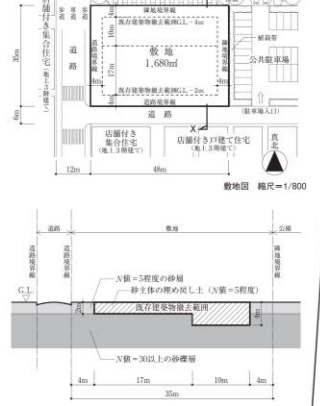
1. 設計条件 **① 計画の概要**
この課題は、ある都市の発展により、近隣住民に親しまれる読書豊かな空間に隣接する敷地に、展示スペース等とする地域の公民館計画を計画する。
1. 多世代の利用や多様性の尊重、交流等を促進し、地域住民の文化活動の拠点とする。
2. 読書空間は、自然光を活用するとともに、蔵書管理・保存に配慮する。
3. 若くは早い年代の児童及び再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自立を確かな計画とする。

1. 敷地及び周辺条件
(1) 敷地の形状、位置条件、周辺状況等は、「敷地図」とおりである。
(2) 敷地は平野で、敷地と近隣の道路の中心、隣地及び道路の反対側の敷地には、高低差はない。水、空気の取り込みは、10m以内で十分な可能性がある。
(3) 敷地及びその周辺は、第二種住居利用地域(周辺高層建築物が隣接する敷地に近い)の地域にあり、(2)と同等し、)及び防風対策に指定されている。また、建蔽率の制限は(2)の条件に準ずるが、容積率の制限は200%である。これ以外に、地域、用途及び防風行政による指定、許可等並びに自然による中絶等の建築物の高さの制限はない。
(4) 敷地に隣接する公共及び公共交通機関
近隣の所有及び管理者となる。
5. 電気、ガス及び上下水道は指定された位置にあり、敷地は、「地震動予測地図」とおりであり、耐震基準はあり、耐震に関する特許の危険がない場合である。

2. 建築物
(1) 種別
(2) 建築規模
(3) 構造種別
(4) 階数
(5) パリアフリー法
(6) 要求室
- 種別
建築規模
構造種別
階数
パリアフリー法
要求室

2. 敷地及び周辺条件

- ①敷地
②用途地
③建蔽率・容積率
④地盤断面図



3. その他の施設等

- ①駐車場
②駐輪場
③屋外広場、屋上庭園など

II. 要求図書

1. 要求室 建築機能別に記入した「要求室機能の概要表」を参照し、機能と対応する要素を明示したうえで、下表に示す条件を明示して記入し、内容を併記する。「ワンルーム」の条件は、(1)に準じて記入し、必要に応じて、図面に注釈等を記入して表し、簡潔な文章や印刷等により補足して明示する。

図面及び図尺	特記事項
(1) 1階平面図	① 各平面図には、次のものを明示し又は記入する。 イ. 主要な柱、梁、壁、窓、扉、仕舞等 ロ. 近接ライン(建築物の境目のおそれのある部分の敷地から引かれる境界線) 延焼ライン及び防火区画に用いた防火設備の位置及び種類 ハ. 前面の切欠位置 ニ. 階間スペースに設けられた高さの天井の部分(廊下等)を明示し、断面を記入する。 ② 1階平面図・階間図は、次のものを明示又は記入する。 イ. 駐輪場(自動車)の設置位置と個数、乗務用パーキング、駐輪場、乗務用パーキング ロ. 敷地内の建築上必要な道路の経路と幅 ハ. 多世代の児童を誘引する設備 ニ. 建築物から敷地境界までの最小退避距離 ③ 1階平面図に隣接する2階平面図には、次のものを明示又は記入する。 イ. 階間の最も近い位置から2階平面図に至る多方向の、そーの至る進行距離及び折れ曲がり区間の長さ ロ. 天井の高低、壁、窓、扉等部分の位置(建築3階平面図参照)。 ④ 階間位置は、南北方向とし、一般階間スペース(床高の部分)を2.1mとし、立体構造的な分層面とする。なお、水平方向及び斜行方向の省略は行わない。 ⑤ 建築物の最高高さ、各階を除く建築物の高さ、階高、天井高、床高及び主要な窓名等を記入する。 ⑥ 各階間の最も近い位置から、階間(廊下・階段・縦溝・転落防止柵、階段装置)を記入する。 ⑦ 基礎(階間部分)に臨む場合には、基礎を明示する。、階間及び以上の設備を明示する。(切欠、壁取付位置及び向きは必ず明示する。)
(2) 2階平面図	
(3) 3階平面図	
(4) 南北断面図	

6. 要求図面

- ①配置図
②平面図
③断面図

7. 面積表

8. 計画の要点

防火設備等の凡例



2. 面積表(建築機能別に記入)
(1) 建築機能及びその算定方法を記入する。
(2) 床面積の合計及び各階の床面積の算定方法を記入する。
(3) 延焼の範囲の算定方法を記入する。
(4) 延焼の範囲の算定方法は、延焼(延焼防止)設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(5) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(6) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(7) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(8) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(9) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(10) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(11) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(12) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(13) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(14) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(15) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(16) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(17) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(18) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(19) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(20) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(21) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(22) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(23) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(24) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(25) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(26) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(27) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(28) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(29) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(30) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(31) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(32) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(33) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(34) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(35) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(36) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(37) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(38) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(39) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(40) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(41) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(42) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(43) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(44) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(45) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(46) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(47) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(48) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(49) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(50) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(51) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(52) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(53) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(54) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(55) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(56) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(57) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(58) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(59) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(60) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(61) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(62) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(63) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(64) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(65) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(66) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(67) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(68) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(69) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(70) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(71) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(72) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(73) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(74) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(75) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(76) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(77) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(78) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(79) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(80) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(81) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(82) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(83) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(84) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(85) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(86) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(87) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(88) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(89) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(90) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(91) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(92) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(93) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(94) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(95) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(96) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(97) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(98) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(99) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。
(100) 延焼防止設備(延焼防止設備)の設置位置(延焼防止設備)を明示する。

2. 本試験(R5)の課題文を読み解く！

I. 設計条件

この課題は、ある都市の市街地にあり、近隣住民に親しまれている緑豊かな公園に隣接する敷地に、企画展示スペース等を有する地域の公立図書館を計画する。

計画に当たっては、特に、次のことが求められている。

- (1) 多世代の利用や多様性の尊重・交流等を促し、地域住民の文化活動の拠点とする。
- (2) 読書空間は、自然採光を活用するとともに、蔵書の管理・保存に配慮する。
- (3) 省エネルギー化の実現及び再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自立度を高めた計画とする。

3. 計画の要点等(答案用紙Ⅱに記入)

要求図面では表せない建築物の計画上の要点等について、次の(1)～(7)を具体的に記述又は図示する。

- (1) 一般開架スペースについて、次の①、②の観点から配慮したこと
【補足図記入欄】に、当該事項に対する考え方を図やイラスト等により補足してもよい。
 - ① 蔵書数の確保及び書架等のユニバーサルデザイン
 - ② 敷地及び周辺条件(自然採光の活用を含む。)
- (2) 施設の機能構成、配置・動線計画について、次の①、②の観点から配慮したこと
 - ① 一般開架スペース、児童開架スペース及び企画展示スペースにおける多世代の交流
 - ② 施設の運営管理
- (3) 一般開架スペースに採用した空調方式と、採用した理由及び配慮したこと
- (4) 屋上等に設置する設備(①太陽光パネル、②キュービクル、③設備配管取出し口(はと小屋)、④空調室外機等)の配置計画において考慮したこと(①～④の配置が分かる図やイラスト等(フリーハンドでもよい。))を全て【イメージ図等記入欄】に記入し、考慮したことを図中に示す。)
- (5) 省エネルギー化の実現及び再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自立度を高めるために、建築・設備で配慮したこと(ただし、太陽光パネル、LED照明、Low-Eガラスに関する記述は除く。)
- (6) 建築物の材料や施工方法等において、二酸化炭素の排出量削減について考慮したこと
- (7) 閉架書庫の構造計画について、①一般開架スペースとの違いや構造的特徴、②それらを踏まえて考慮したこと

〔令和5年（図書館）〕

採点の
ポイント

- (1) 空間構成
 - ①建築物の配置・構造計画、②ゾーニング・動線計画、
 - ③要求室等の計画、④建築物の立体構成等
 - (2) 建築計画
 - ①多世代の交流促進及び効率的な施設管理について配慮した計画
 - ②ユニバーサルデザインや自然採光に配慮した計画
 - ③省エネルギー化の実現及びエネルギー自立度を高めた計画
 - (3) 構造計画
 - ①閉架書庫の構造的特徴に配慮した計画
 - ②地盤条件や経済性を踏まえた基礎構造の計画
 - (4) 設備計画
 - ①一般開架スペースの空調設備計画
 - ②屋上に設置する設備機器等の計画
- ※ 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合
- ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「面積表が完成されていないもの」又は「計画の要点等が完成されていないもの」
 - ②図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）
 - ③次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの
- 一般開架スペース、児童開架スペース、閉架書庫、対面朗読室、自習室、ワークルーム、企画展示スペース、セミナールーム、荷解き配本スペース、カフェ、ブックポスト、ポンプ室、消火ポンプ室、P S ・ E P S、エレベーター、車椅子使用者用駐車場、駐輪場
- ④法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの

【採点ポイント】

- (1) 空間構成
 - ①建築物の配置・構造計画、②ゾーニング・動線計画、③要求室等の計画、④建築物の立体構成等
- (2) 建築計画
 - ①多世代の交流促進及び効率的な施設管理について配慮した計画
 - ②ユニバーサルデザインや自然採光に配慮した計画
 - ③省エネルギー化の実現及びエネルギー自立度を高めた計画
- (3) 構造計画
 - ①閉架書庫の構造的特徴に配慮した計画
 - ②地盤条件や経済性を踏まえた基礎構造の計画
- (4) 設備計画
 - ①一般開架スペースの空調設備計画
 - ②屋上に設置する設備機器等の計画

【計画の要点等】

- (1) 一般開架スペースについて、次の①、②の観点から配慮したこと（【補足図記入欄】に、当該事項に対する考え方を図やイラスト等により補足してもよい。）
 - ① 蔵書数の確保及び書架等のユニバーサルデザイン
 - ② 敷地及び周辺条件（自然採光の活用を含む。）
- (2) 施設の機能構成、配置・動線計画について、次の①、②の観点から配慮したこと
 - ① 一般開架スペース、児童開架スペース及び企画展示スペースにおける多世代の交流
 - ② 施設の運営管理
- (3) 一般開架スペースに採用した空調方式と、採用した理由及び配慮したこと
- (4) 屋上等に設置する設備（①太陽光パネル、②キュービクル、③設備配管取出口（はと小屋）、④空調室外機等）の配置計画において考慮したこと（①～④の配置が分かる図やイラスト等（フリーハンドでもよい。）を全て【イメージ図等記入欄】に記入し、考慮したことを図中に示す。）
- (5) 省エネルギー化の実現及び再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自立度を高めるために、建築・設備で配慮したこと（ただし、太陽光パネル、LED照明、Low-Eガラスに関する記述は除く。）
- (6) 建築物の材料や施工方法等において、二酸化炭素の排出量削減について考慮したこと
- (7) 閉架書庫の構造計画について、①一般開架スペースとの違いや構造的特徴、②それらを踏まえて考慮したこと

1. 敷地及び周辺条件

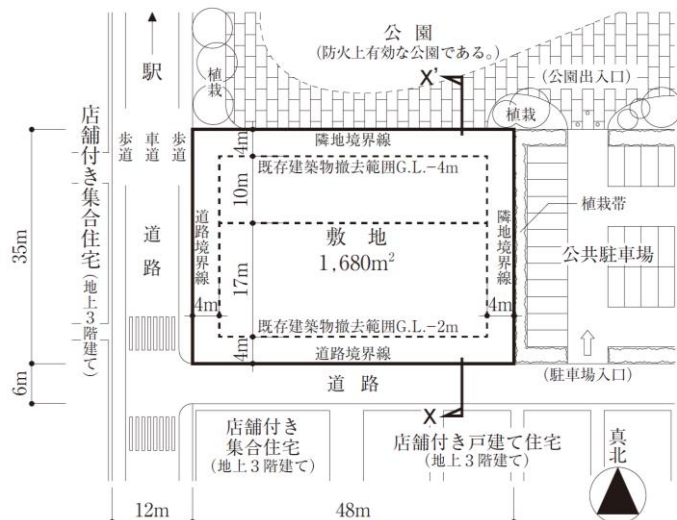
- (1) 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、「敷地図」とおりである。
- (2) 敷地は平坦で、敷地と、道路の路面の中心、隣地及び道路の反対側の敷地には、高低差はない。また、歩道の切り開きは、1か所(6mまで)のみ可能である。
- (3) 敷地及びその周辺は、第二種中高層住居専用地域(道路高さ制限及び隣地高さ制限における斜線勾配はそれぞれ1.25とする。)及び準防火地域に指定されている。また、建蔽率の限度は80%(所定の加算を含む)、容積率の限度は300%である。これら以外に、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限はない。
- (4) 敷地に隣接する公園及び公共駐車場の所有者及び管理者は、敷地及び図書館の所有者及び管理者と異なる。
- (5) 電気、ガス及び上下水道は完備している。
- (6) 地盤は、「地盤略断面図」とおりである。
- (7) 気候は温暖であり、積雪について特別の配慮はしなくてよい。また、水害の危険がない地域である。

【cf.】歩道の切り開きは、
1か所当たり6mまでできるものとする

●北側斜線制限アリ
北側最小後退距離×1.25+10m

【cf.】建蔽率の緩和
特定行政庁が指定した角地及び準防火地域内における耐火建築物等の加算を含む

北側及び東側の隣地から敷地にアプローチする計画としない
(自由に行き来できない)



2. 建築物

- (1) 構造種別は自由とし、地上3階建ての耐火建築物とする。
- (2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する「建築物移動等円滑化基準」を満たすとともに、ユニバーサルデザインとすることが求められている。
- (3) 要求室等
下表の室等は、全て計画する。

室名等	特記事項	床面積
一般開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書数は5万冊程度とする。 ・書架及び閲覧席を設ける。 ・開放的な空間とするため、床面積の合計200m²以上の部分は高天井とする。高天井は最も低い所で高さ3.7m以上とする。 ・サービスカウンター等その他の必要な機能や什器を、適切に設ける。 	計600m ² 以上
児童開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書数は1万冊程度とする。 ・書架、閲覧席及び靴を脱いで床に座れる「お話コーナー」を設ける。 ・上記以外に、次のものを設ける。 <ol style="list-style-type: none"> ① プレイルーム(約30m²) ② 乳幼児の一時託児室(約30m²) ③ サービスカウンター等その他の必要な機能や什器 	計300m ² 以上
閉架書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書数は9万冊程度とする。 ・集密書架を設ける。 	150m ² 以上
対面朗読室		適宜
自習室	<ul style="list-style-type: none"> ・読書や自習等の個人利用を目的とする。 	計100m ² 以上
ワークルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップやグループ学習等の集団利用を目的とする。 	100m ² 以上
企画展示スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料の特別展示、地域活動や行事等に関する企画展示を行う。 ・入場料は無料とする。 	100m ² 以上
セミナールーム	<ul style="list-style-type: none"> ・会議のほか、企画展示スペースと関連したセミナー等に使用する。 ・移動間仕切り等で2室に分割可能とする。 ・荷解き・配本等の作業スペースのほか、配本車 	100m ² 以上

●課題発表時に不明だった階数が、試験当日に課題文で判明

●誰もが利用できるデザイン
(例:①低い書架等)

●「円滑化基準」の要求ではあるが、階段の1つは誘導基準とすることが望ましい
(バリアフリー配慮のアピールとして有効)

●室の一部を吹抜け等とするか、室全体の天井高を上げる計画とする。

●分散して計画してもよい
(同じフロアで分散、または異なる階に分散)
→①分散パターン

●積載荷重への対応を行う
(例:スラブを厚くする、小梁の本数を増やす等)

●チケットのチェックが不要であるため、壁のないオープンな計画でよい

●1室利用時でも、2室利用時でも支障がないように室内に柱のない整形な室形状とする
●分割後の2室それぞれに、出入口と窓の計画

荷解き配本スペース	<ul style="list-style-type: none"> 荷解き、配本等の作業スペースのほか、配本車の駐車スペースを設ける。 企画展示スペースの展示品等の搬入にも使用する。 	適宜
カフェ	<ul style="list-style-type: none"> カウンターキッチンを設ける。 	50m ² 以上
設備	<ul style="list-style-type: none"> ブックポストを設ける。 乳幼児連れに配慮した室等を、適切に設ける。 施設の運営管理に必要な室、その他必要な機能や什器、室等を、適切に設ける。 	
ポンプ室	<ul style="list-style-type: none"> 給水方式は水道直結増圧方式とし、増圧給水ポンプを設ける。 	適宜
消火ポンプ室	<ul style="list-style-type: none"> 屋内消火栓用とする。 	適宜
	<ul style="list-style-type: none"> 電気設備は、キュービクルを屋上に設置する。 空調室外機、PS、DS、EPS等を、適切に設ける。 エレベーターは、施設利用者用と管理者用とを別に設ける。 採用した設備計画に応じて、「機械室」等を適切に設ける。 屋上に太陽光パネルを設置する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> その他必要な室等は、適切に設ける。 什器等を、適宜設ける。 	

3. その他の施設等

- (1) 駐車場は、次のとおり計画する。
 - ① 車椅子使用者用として2台分のスペースを設ける。なお、建築物内に設けてもよい。
 - ② 施設利用者用及び職員の駐車場は、敷地東側にある公共駐車場を利用する。
- (2) 駐輪場は、施設利用者用として20台分以上(平置きとする。)を設ける。なお、建築物内に設けてもよい。
- (3) 植栽を計画し、屋外ファニチャーを適切に設ける。

●駐車スペースは、2.5m×5m程度を確保するため、グリッドは縦方向6m以上必要

●企画展示スペースへの搬入に対する配慮
(例:①廊下幅は搬入に配慮し2.5m以上を確保
②同一階で近接)

●例:一時託児室、授乳室、子ども用トイレ等

●例:事務室、応接室、図書作業室、職員用の更衣室・休憩室、ゴミ保管庫等

●施設利用者用としてBF法「円滑化基準」に適合するサイズを1台、管理者用として1台が最低限必要

●太陽光パネルは「建築物の高さ」の対象となるため、道路斜線にかからないように注意

●自習室、ワークルームには什器の作図要求がされていないが、室の用途に合わせた什器を図示してアピール

●ピロティ駐車場としてよい
(ピロティとした場合、屋内の用途となるため、床面積に算入)

●東側の隣地から直接出入りする計画とはしない

4. 留意事項

- (1) 構造計画については、次の点に留意する。
- ① 基礎構造については、地盤条件や経済性を踏まえ適切に計画する。
- ② 耐震性や経済性に配慮し、架構を計画する。
- (2) 設備機器等の撤出入、更新及びメンテナンスに配慮する。
- (3) 延焼ライン(建築物の延焼のおそれのある部分の位置)を記入する。必要に応じて、延焼ライン及び防火区画(面積区画、堅穴区画等)に要求される所定の防火設備を適切に計画する。
- (4) 地上に通じる2以上の直通階段を適切に計画する。必要に応じて、敷地内の避難上必要な通路を適切に計画する。
- (5) 計画に際し、「建築基準法第56条第7項(天空率)」、「建築基準法施行令第5章の3(避難上の安全の検証)」等の規定を適用する場合には、「答案用紙Ⅱ」の裏面にその計算過程及び結果を記入する。

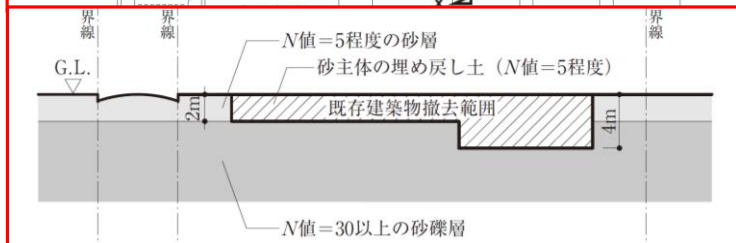
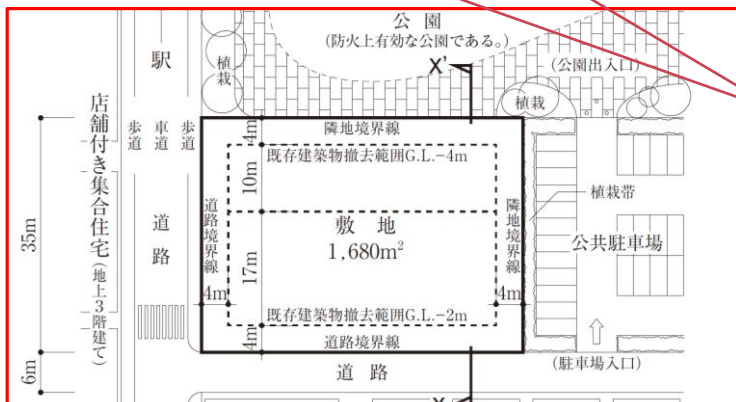
●地盤改良での対応とするのが妥当
(4mの深基礎等の不経済な計画はしない)

●標準的なグリッドによる計画とする
(6~8m程度のスパンによる計画)

●設備機械室の計画
(例:管理ゾーン内に計画、外部から直接出入りできる扉を計画等)

●この場合、面積区画と堅穴区画のみを行う
(異種用途区画は要求された場合のみ)

●計算が複雑なため、試験対策としては・・・
・「天空率」は使用せず、道路斜線で検証する
・「避難上の安全の検証」は使用せず、
基準法上の避難規定を適用する



Ⅱ. 要 求 図 書

答案用紙Ⅰ及び答案用紙Ⅱの定められた枠内(寸法線については枠外でもよい)に、黒鉛筆を用いて記入する。

1. 要 求 図 面(答案用紙Ⅰに記入)

【Ⅰ. 設計条件】の要求等を満足したことを明示したうえで、下表に示す事項を図示又は記入して、図面を作成する。(フリーハンドでもよい。)ほかに計画上で工夫、配慮した事項について、図面上に仕器等を記入して表現し、簡潔な文章や矢印等により補足して明示する。

図面及び縮尺	特 記 事 項
(1) 1階平面図 ・ 配置図 1/200	① 各平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 主要寸法、床面積、室名等、仕器等 ロ. 延焼ライン(建築物の延焼のおそれのある部分の有無にかかわらず必ず記入する。)、延焼ライン及び防火区画に用いる防火設備の位置及び種別

(4) 南-北断面図 1/200	① 切断位置は、南北方向とし、一般開架スペース(高天井の部分)を含み、立体構成が分かる断面とする。なお、水平方向及び鉛直方向の省略は行わない。 ② 建築物の最高高さ、塔屋を除く建築物の高さ、階高、天井高、床高及び主要な室名等を記入する。 ③ 高さ制限への適合が確認できる情報(道路・北側斜線、最小後退距離、計算式等)を記入する。 ④ 基礎(切断位置に現れない場合には、破線で図示する。)、壁、梁及びスラブの断面を図示する。 ⑤ 塔屋及び屋上の設備スペースを図示する。(切断位置に現れない場合には、破線で図示する。)
---------------------	---

2. 面 積 表(答案用紙Ⅰに記入)

- 建築物面積及びその算定式を記入する。
- 床面積の合計及び各階の床面積の算定式を記入する。
この課題の床面積の算定においては、ピロティ、塔屋、バルコニー(外気に有効に開放されているものに限る。)、屋外階段及び屋上設備スペースは、床面積に算入しない。ただし、ピロティ等を屋内的用途に供するもの(駐車場、駐輪場、設備スペース等)については、床面積に算入する。
- 一般開架スペースの床面積の合計及びその算定式を記入する。
- 児童開架スペースの床面積の合計及びその算定式を記入する。

● 寸法線以外は枠内におさめる

● 要求されたものはすべて図示する

● 自分の計画上、配慮した事項について補足事項を明示する

● 建築物に延焼ラインがかかっているなくても、延焼ラインは記入する

● 各階の構成(階高)がわかる部分で切断する(階高が不明な階がある、過半が廊下の階がある等は避けることが望ましい)

● 「建築物の最高高さ」は、塔屋までの高さ

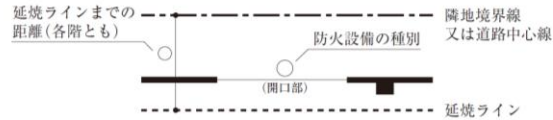
● 「塔屋を除く建築物の高さ」は、パラペットまでの高さ、または太陽光パネルまでの高さ

● 床面積に「算入する」、「算入しない」
→ 課題文の条件に従う

防火設備等の凡例

柱、壁、開口部等を明確に作図し、防火設備の表示(特・防)については、必要な箇所に全て記入すること

【延焼ライン(建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置)と防火設備】



延焼ラインを破線で図示し、隣地境界線又は道路中心線から延焼ラインまでの距離を記入すること

また、建築物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分の開口部に要求される所定の防火設備の種類を記入すること

【防火区画に用いる防火設備の位置及び種別】

防火区画(面積区画、堅穴区画等)に応じて、要求される所定の防火設備の位置及び種別を記入すること

【防火設備の表示】

特定防火設備 (特)

建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備 (防)

【建築物の計画に当たっての留意事項(課題公表(7/21)の再掲)】

- 敷地の周辺環境に配慮して計画する。
- バリアフリー、省エネルギー、二酸化炭素排出量削減、セキュリティ等に配慮して計画する。
- 各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画とする。
- 建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。
- 構造種別に応じて架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面寸法の部材を計画する。
- 空調設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。

● 作図上の表現についての凡例

● 指定された表現で図示する

● 課題発表時に示される「留意事項」についての再掲

〔令和5年（図書館）〕

採点の
ポイント

〔1〕空間構成

- ①建築物の配置・構造計画、②ゾーニング・動線計画、
- ③要求室等の計画、④建築物の立体構成等

〔2〕建築計画

- ①多世代の交流促進及び効率的な施設管理について配慮した計画
- ②ユニバーサルデザインや自然採光に配慮した計画
- ③省エネルギー化の実現及びエネルギー自立度を高めた計画

〔3〕構造計画

- ①閉架書庫の構造的特徴に配慮した計画
- ②地盤条件や経済性を踏まえた基礎構造の計画

〔4〕設備計画

- ①一般開架スペースの空調設備計画
- ②屋上に設置する設備機器等の計画

失格項目

※ 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合

- ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「面積表が完成されていないもの」又は「計画の要点等が完成されていないもの」
- ②図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）
- ③次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの

一般開架スペース、児童開架スペース、閉架書庫、対面朗読室、自習室、ワークルーム、企画展示スペース、セミナールーム、荷解き配本スペース、カフェ、ブックポスト、ポンプ室、消火ポンプ室、P S ・ E P S、エレベーター、車椅子使用者用駐車場、駐輪場

- ④法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの